

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年3月18日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500535号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500070号

第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成15年5月31日から同年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

平成15年5月31日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年5月31日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成14年4月1日から同年10月1日まで
② 平成15年5月31日から同年6月1日まで

A社の輸入住宅部門営業部に平成14年4月から勤務し、その後にグループ会社であるB社へ転籍となり、平成18年6月に退職するまで継続して勤務していた。請求期間①及び②の厚生年金保険の記録がないことから、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、請求者の雇用保険被保険者記録及び複数の同僚の回答から、請求者は当該期間においてA社に継続して勤務(平成15年6月1日にA社からB社に異動)し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間②に係る標準報酬月額については、A社における平成14年10月のオンライン記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年5月31日から同年6月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、平成15年6月1日と届け出たにもかか

ならず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成15年5月31日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①について、請求者の雇用保険被保険者記録及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者が当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、平成14年4月1日にA社の雇用保険資格取得記録のある同僚5名についても請求者と同様、厚生年金保険の資格取得年月日は同年10月1日であり、当該同僚のうち1名は、入社当時、同社から入社後3か月は試用期間であり試用期間中の健康保険と年金は会社では加入しないという説明を受けたが、同社の都合でさらに3か月試用期間が延長された旨回答しているほか、別の同僚も、請求期間①における国民健康保険と国民年金の保険料を自身で負担した旨回答している。

また、C市は、請求者が平成2年7月21日に国民健康保険の資格を取得し、平成14年10月1日に社会保険に加入したことにともない、その翌日に国民健康保険の資格を喪失した旨回答していることから、請求者が、請求期間①において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

さらに、A社の事業主は、請求期間に係る資料を保管していないことから、請求内容どおりの届出、厚生年金保険料の納付及び給与からの保険料控除について不明である旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。